

同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、広島国際学院大学同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、学校法人広島国際学院の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の整理
- (2) 懇談会その他の集会
- (3) その他必要な事業

(事務所ならびに支部・OB会)

第4条 本会の事務所を学校法人広島国際学院内に置く。

2 必要と認めるときは、支部ならびにOB会を設ける事ができる。

3 支部は次のとおりとする。

- (1) 地域支部
- (2) 職場支部

4 OB会は同一の目的を持った会員の相互親睦を図り、本会の発展に寄与するものとする。

5 支部ならびにOB会に関する事は別に定める。

第2章 組 織

(会員)

第5条 本会の会員は、次の資格を有する者とする。

- (1) 広島国際学院大学の各学部並びに大学院卒業者
- (2) 前号に準ずる者

2 広島国際学院大学旧教員は、特別会員とする。

(幹事)

第6条 本会と会員との連絡を図るため、卒業年次毎に幹事若干名をおく。

(役員ならびに任期)

第7条 本会は次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名	幹事長	1名	事務局長	1名
監事	1名	幹事	若干名	顧問	若干名		

2 任期はそれぞれ2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(会長ならびに副会長)

第8条 会長、副会長は、総会において会員のうちから選出する。

2 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、または会長に事故ある時は職務を代行する。

(幹事長)

第9条 幹事長は、第6条における幹事で構成する幹事会において幹事のうちから選出する。

2 幹事長は幹事会を代表し、その業務を総理する。

3 幹事会に関することは別に定める。

(監事)

第10条 監事は第13条に定める役員会において、役員会構成員以外の会員のうちから委嘱する。

2 監事は本会の会計が適正かつ正確に処理されているかを確認し総会にて報告する。

(顧問)

第11条 顧問は、会長が適当と認める者に委嘱する。

2 顧問は総会および役員会に出席して意見を述べるができる。

第3章 会議および事務局

(総会)

第12条 定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議する。

(1) 予算および決算に関する事項

(2) その他本会の運営に関する重要事項

2 前項を第13条に定める役員会において審議決定し、会員各位に報告することで総会に代える事ができる。

3 役員会において必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

(役員会)

第13条 役員会は会長、副会長、幹事長、事務局長および会長が必要と認める者をもって構成し、会務の執行に関する必要事項を審議決定する。

2 前項の決定事項は幹事会において承認を得なければならない。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長1名、会計、事務職員若干名をおき、本会の事務処理および事業の実施にあたらしめる。

3 事務局長は、役員会で選定し委嘱する。

第4章 事業部

(事業部)

第15条 第3条3項を行うために事業部を設ける。

2 事業部長は本部事務局長が、これを兼任する。

3 会計は本部事務局会計が兼任する。

第5章 会計

(会費)

第16条 会員は入会と同時に永久会費20,000円を納める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、その年の4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費)

第18条 本会の経費は会費および寄附金等をもってこれにあてる。

第6章 雑則

(雑則)

第 19 条 本会において、その目的を達するために必要で本会則に定めのないもの、または緊急を要する事項については会長の承認を得て行うことができる。

第 20 条 会則の変更は、総会の決議によらなければならない。

- 附則
1. 本会則は、昭和 46 年 3 月 27 日から実施する。
 2. 本会則は、昭和 58 年 4 月 1 日から実施する。
 3. 本会則は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。
 4. 本会則は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。
 5. 本会則は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。
 6. 本会則は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。
 7. 本会則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。
 8. 本会則は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
 9. 本会則は、平成 18 年 10 月 28 日から実施する。
 10. 本会則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
 11. 本会則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
 12. 本会則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。